

『食品衛生規制の見直しに関する骨子案(食品衛生法等の改正骨子案)』に関する意見

一般財団法人 食品産業センター

1. 食品衛生行政全般にわたる多岐の見直し検討となるため、国民全体に背景、趣旨、具体的内容等について、論議経過も含めて分かりやすく説明し、意見を十分に収集して検討をお願いする。

2. 「主な改正内容」について

①「広域的な食中毒事案への対策強化」について

- ・広域連携協議会が必要な時に有効に機能できるように、関係機関の具体的な連携方法、体制・運営のあり方、権限等について明確にする必要がある。

②「HACCP(ハサップ)による衛生管理の制度化」について

- ・現在もなお、制度化の必要性和目的について地方を含めて関係者全体に十分に伝わり理解・共有されているとは言えない。厚生労働省、農林水産省、地方自治体等において、食品等事業者等関係者に継続してご説明をお願いする。

- ・現在事業者団体等で取り組まれている「手引書」作成に関して、引き続き行政からのご支援をお願いする。また、完成した「手引書」を広く普及・啓蒙するために事業者団体等に必要となる資金面の支援を含めて、ご協力をお願いする。

- ・監視・指導にあたる地方自治体(特に食品衛生監視員)におかれては、事業者に対するきめ細かい支援のための相談・助言ができるように、引き続き資質向上のための取り組みと体制強化をお願いする。合わせて、民間組織との協力・連携について具体的にご検討頂きたい。

- ・事業者の対応及び地方自治体の監査・指導の双方の負担軽減のために、民間認証のために作成された資料や監査結果等の活用等、民間認証の具体的活用を進めて頂きたい。

- ・基準Bの対象事業者の範囲は、全事業者一律ではなく、実行可能性の観点から、食品・業種業態の実態を踏まえた画一的でない基準で決定すべきである。

- ・以上の取り組みを含めて、この制度化が食品産業全体の更なる衛生管理強化に真に資するために、過去の例(0-157対策でと畜場基準改正時の牛施設3年間、豚施設5年間の経過措置期間設定等)も参照して、十分な準備期間が必要である。

③「特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の収集」について

- ・情報収集制度化が真に健康被害未然防止に資するように、事業者が報告すべき情報の明確な基準をQ&A等で示して頂きたい。また、特別の注意を要する成分等の指定については、過度で不必要な指定とならないよう、一部の関係者による検討ではなく、関連業界の知見と意見を広く吸収してご検討願う。

- ・関連して、いわゆる「健康食品」について、以下、意見を申し上げる。

一律の法的措置による規制強化ではなく、厚生労働省が平成17年に通知で示したガイドラインに関し、自主管理・自己点検すべきとされている事項の遵守を徹底することや、GMPIに基づく製造工程管理による安全性確保等の徹底など実効性のある仕組みを検討することが重要。また、官民協力して消費者に適切な情報が確実に伝わるように努めるとともに、実効性ある対策を行うために行政による健康被害発生状況や問題がある販売・製造事業者等の現状の把握をお願いしたい。

④「国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備」について

- ・食品製造事業者が器具・容器包装の適合性を科学的に検証することは困難であるため、適合性情報を確実に入手できるよう、サプライチェーンの各プロセスにおいて情報伝達が徹底される仕組みが必要。そのために、適合性情報の伝達手段や証明書の記載内容に統一性を持たせる等、情報伝達が徹底されやすく、また、情報収集に複雑な作業を伴わない食品製造事業者の規模を問わず管理可能な仕組みが必要。

⑤「営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設」について

- ・食中毒リスクに応じたものにする等の合理性ある一定の判断基準を設定した上で、以下の観点から具体的内容の検討をお願いします。
 - (1) 現在は、1施設で複数の営業許可取得が必要となる場合が多いため、可能な限り大括りでまとめて整理すべき。
 - (2) 都道府県や事業者の負担に配慮し、届出事項を最小限とし、電子申請・届出システムを活用する等、できるだけ簡易な手続きの仕組みを作るべき。
 - (3) 許可の基準となる施設・設備要件が、都道府県ごとに異なる場合があるため、全国一定の衛生管理基準を確保するため、現在条例で定めている施設基準について国が統一的な基準を示すべき。

⑥「食品リコール情報の報告制度の創設」について

- ・報告対象となる範囲や基準について、ガイドラインやQ&Aで具体的に示して頂きたい。また、制度の円滑な運用のために、報告事項は必要最小限とし、様式は全国統一にして頂きたい。
- ・事業者の対応しやすさ及び消費者の分かりやすさの双方の視点から、消費者庁で検討されている報告制度との関連を明確にした上で、具体的制度設計をお願いしたい。

以上